

宮崎県育英資金

事務のてびき

(令和9年度予約採用・学校担当者用)

宮崎県育英資金とは

将来有能な人材を育成することを目的として、向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与するものです。

育英資金は生徒本人が借りるものであり、卒業等により貸与が終了した後には返す必要があります。

返還された育英資金が、次に育英資金を必要とする生徒に貸与されていきます。



令和8年6月

宮崎県教育委員会

目 次

第1章 宮崎県育英資金の概要	1
1 宮崎県育英資金予約採用とは.....	1
2 申請の要件	1
3 育英資金の貸与月額・貸与期間	3
4 申請から貸与まで	4
5 育英資金の返還.....	6
第2章 推薦.....	7
1 方針	7
2 基準	7
3 特例推薦.....	8
4 申請・推薦及び判定.....	10
5 書類提出上の注意	12
参考 様式集	18

第1章 宮崎県育英資金の概要

1 宮崎県育英資金とは

向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成することを目的とする制度。

2 宮崎県育英資金予約採用とは

中学3年生のうち、翌年度4月に高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学を予定している生徒が対象。募集は7月から10月上旬とする。

なお、予約採用のほか以下の2つがある。

・ 在学採用

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の本科及び特に認められた専攻科、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学している生徒を対象とした採用制度。スポーツ選手等貸与枠がある。募集は3月下旬から4月下旬とする。

※ 「特に認められた専攻科」とは以下の専攻科をいう。

- ・ 特別支援学校の専攻科
- ・ 高等学校又は中等教育学校の専攻科
（衛生看護専攻科、介護福祉専攻科、自動車専攻科、水産・海洋系専攻科など）

・ 緊急採用

原則、在学中に生じた家計急変事由により、修学を続けるためには緊急に育英資金を借り入れる必要が生じた場合に申請ができる制度。随時募集。

3 申請の要件

申請者は、次の①～③の要件を全て備えている者とする。

- ① 申請者本人（以下「本人」という。）の主たる生計維持者が宮崎県内に居住していること。
- ② 来年度4月、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の本科、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学を予定している者。
- ③ 向学心に富み、優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難であること。

※ 本人の主たる生計維持者が、転勤等により一時的に家族と別居して県外に居住する場合、他の家族が宮崎県内に居住していれば、資格があるものとみなす。

※ 以下の①～④に該当する者は当育英資金の貸与を受けることができない。ただし、②の者については例外もあるため、県教育委員会に相談すること。

- ① 現に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている者
- ② 現に母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金を受けている者
- ③ 現に高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金を受けている者
- ④ その他、当育英資金との重複貸与を認めていない奨学金を現に受けている者

※ 在日外国人の申請資格は、「2 申請の要件」（1頁）のほか、次のとおりとする。

在日外国人のうち下記の「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する法定特別永住者及び「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」第2条の2に規定する別表第2による在留者で、表外の●印に該当する者及び※印に該当する者のうち●印に準ずると認められる者は、申請資格がある。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条

（法定特別永住者）

第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

1 次のいずれかに該当する者

イ 附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126号）（以下「旧昭和27年法律第126号」という。）第2条第6項の規定により在留する者

ロ 附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和40年法律第146号）（以下「旧日韓特別法」という。）に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第7条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

2 旧入管法別表第2の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者

出入国管理及び難民認定法 別表第2

	在 留 資 格	本邦において有する身分又は地位
●	永 住 者	法務大臣が永住を認める者
※	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者
●	永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
※	定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

ただし、永住者又は永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めた者に限る（将来永住する意思のない者は、申込みができない）。

4 育英資金の貸与月額・貸与期間

(1) 貸与月額

- ① 育英資金の種類、学校種別及び通学方法により設定された各区分の以下の3つの月額からいずれかを申請者が選択する。

区 分	一般育英資金		へき地育英資金	
	国・公立	私 立	国・公立	私 立
自 宅 月 額	18,000円	30,000円	27,000円	34,000円
	14,000円	23,000円	21,000円	26,000円
	9,000円	15,000円	14,000円	17,000円
自 宅 外 月 額	23,000円	35,000円	38,000円	45,000円
	18,000円	27,000円	29,000円	34,000円
	12,000円	18,000円	19,000円	23,000円

- ② 「自宅外月額」の適用基準について

ア 以下に該当し、自宅外月額での貸与を希望する者には、自宅外月額を貸与する。
それ以外の者については自宅月額での貸与を行う。

(ア) 進学後、自宅外からの通学を予定している者

(イ) 自宅からの通学を予定している者で特別の事情がある者

イ アの認定は以下の考えで行う。

(ア) 「自宅」とは、本人と生計を一にする家族の住所をいう。

なお、転勤等の関係で主たる生計維持者が一時的に家族と別居している場合は、その家族の住所を自宅とみなす。

(イ) 自宅通学の者で、特別の事情がある者とは、以下の事情が認められる者をいう。

- a 2親等内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、本人以外は18歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成の者
- b 都道府県知事から養育を委託されている人に養育されている者
- c 単独生計者

- ③ へき地育英資金は、申請者の生計を主として維持する者が「へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）」で定める宮崎県内のへき地に居住していることが条件となる（別表「へき地該当小学校・中学校等一覧」17頁参照）。

なお、へき地育英資金を希望しても、予算の範囲内での採用となるため、一般育英資金で採用になる場合もある。

(2) 貸与期間

高等学校等入学年度の4月から修業年限の終期までとする。

5 申請から貸与まで

申請（7～10月上旬）から進学後の貸与の開始（来年5月）まで、次の流れとなる。

- (1) 県教育委員会は、各中学校に募集要項等を送付する。
- (2) 学校は、育英資金の貸与を希望する生徒に対し、募集要項を配布する。
- (3) 生徒から申請があった場合、学校長は、人物・健康・学力の基準を総合的に判断し、基準に合致すると認めた者を推薦する。
- (4) 県教育委員会は、推薦された者の適格判定を行い、要件を満たした者を適格者とする。
- (5) 適格者を選考委員会に諮り、採用候補者を決定する。
- (6) 採否の結果を各中学校に送付する（12月）。
- (7) 採用候補者は進学先を県教育委員会に報告する（1～3月）。
- (8) 進学先の学校は採用候補者の進学確認書を県教育委員会に提出する。
- (9) 育英資金貸与決定者は、連帯保証人2人が連署・押印した「育英資金借用証書」等を進学先の学校へ提出する。
- (10) 進学先の学校は、採用者の借用証書等を取りまとめて、県教育委員会に提出する。
- (11) 提出書類に不備等がないか確認し、初回送金を行う（来年5月下旬）。

【参考】予約採用手続スケジュール

手続	時期	県教委	学校	生徒
① 募集	7～10月上旬	● →	● →	●
② 申込	7～10月上旬		● ←	●
③ 必要書類の確認・訂正依頼	～10月上旬		● →	●
④ 推薦	～10月上旬	● ←	●	
⑤ 必要書類の確認・訂正依頼	～11月	● →	● →	●
⑥ 家計審査	～11月	●		
⑦ 選考・結果通知	12月	● →	● →	●
⑧ 進学先等確認依頼	2月	● →	● →	●
⑨ 進学先等決定・報告	～3月下旬		● ←	●
⑩ 進学先等報告	～3月下旬	● ←	●	
⑪ 進学確認	～4月初旬	● ←	● (高校)	
⑫ 借用証書等提出	～4月中旬	● ←	● (高校) ←	●
⑬ 初回送金	5月下旬	● →	→	→ → ●

※ 予約採用で採用されなかった場合でも、進学後（4月）に育英資金の在学採用を申し込むことができる。在学採用で採用となった場合の初回送金は8月下旬。

【参考】連帯保証人について

採用決定後、借用証書等の提出時において、以下に当てはまる者を連帯保証人とし、借用証書への記載及び関係資料の提出が必要となる。

- (1) 第一連帯保証人…父又は母（父又は母がいない場合はそれに代わる者）
- (2) 第二連帯保証人…第一連帯保証人と生計が別で所得を有し、保証債務を負うことができる者（原則６５歳未満、年収１５０万円以上）。

※ 連帯保証人になることができない者

- ① 破産、個人再生若しくは任意整理等の債務整理中である人、又は、過去に債務整理をした者
- ② 連帯保証人としての責任と保証債務を理解していない者
- ③ 宮崎県育英資金を滞納している貸与生本人又はその連帯保証人

※ 第二連帯保証人になることができない者

- ① 無収入、無貯蓄の者
- ② 生活保護受給中の者

【連帯保証人が借用証書に添付する書類】

	名称	第一連帯保証人	第二連帯保証人
ア	印鑑登録証明書	○	○
イ	<u>本籍及び筆頭者の記載がある住民票</u> ※注1	○	○
ウ	収入が確認できる書類 (原則、所得証明書又は源泉徴収票)※注2	×	○

※注1：マイナンバーの記載がないもの。

※注2：提出された所得証明書又は源泉徴収票で年収150万円以上であることが確認できなかった場合、資産状況の確認のため通帳の写し等の追加書類提出を依頼する場合がある。

〔ウで所得証明書以外の書類が認められる場合〕

- a) 昨年中は収入がなく、今年になってから収入を得ている者が第二連帯保証人になる場合。

【提出書類の例】

直近の給与明細書のコピー又は勤務先発行の年収見込証明書又は月収証明書、年金払込通知のコピーなど。

- b) その他やむを得ない事情がある場合。

6 育英資金の返還

育英資金は貸与であり、貸与終了後は規定にしたがって必ず返還しなければならない。

この返還金は、直ちに育英資金の原資となり、後輩に貸与される。

(1) 期間

- ① 育英資金の返還開始時期は貸与終了後6か月経過後、返還の期間は貸与を受けた期間の4倍の期間（最大20年）以内とする。
- ② 返還途中に、育英資金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。
- ③ 毎年の返還年額を途中で減額することはできない。

(2) 方法

返還は、原則貸与終了年度に登録する借受人名義の口座からの口座振替により行う。

振替日：月賦は、毎月25日
半年賦は7月25日及び12月25日
年賦は、12月25日（振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）

(3) 延滞利息

当該年度の年度末までに要返還額全てが納入されない場合は、年3%（※）の延滞利息が課せられる。 ※令和8年6月現在の利率

このほか、返還を著しく怠ったと認められる場合には、連帯保証人への催告等や返還残額の一括請求、強制執行等の手続を執ることがある。

● 育英資金の返還猶予

次のいずれかに該当し、返還が困難なときは、返還の猶予が認められる場合がある。

返還の猶予を受けようとする者は、猶予を希望する年度ごとに、証明書類を添えた「育英資金返還猶予申請書」を県教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 大学院、大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校等に在学しているとき（申請時期：概ね毎年度4～5月）。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、育英資金を返還することが困難であると認められるとき（申請時期：育英資金室の定める期日まで）。

※大学等の在学期間中に猶予を希望する場合は、毎年度申請が必要であるため注意が必要。

● 育英資金の返還免除

本人が死亡又は障がいにより、返還することができなくなったとき、返還の債務の全部又は一部の免除が認められる場合がある。

返還の免除を申請するときは、証明書類を添えた「育英資金返還免除申請書」を県教育委員会に提出しなければならない。

第2章 推薦

1 方針

宮崎県育英資金は、「向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成すること」を目的とする（宮崎県育英資金貸与条例第1条）。

「経済的理由により修学が困難なもの」については、当室において推薦された者の申請書類により確認するため、学校においては、人物・健康・学力の基準について下記留意事項及び3つの基準を総合的に判定し、育英資金が真に必要と学校長が認める者を推薦すること。

〈留意事項〉

- ① 勉学に意欲があり、途中で学業を放棄することがないと認められる者であること。
- ② 本人はもちろんのこと、父母（又はそのいずれかに代わる者）も、育英資金の趣旨を理解し、その返還義務等についても、親権をもつ父母の立場から責任を自覚していること。
- ③ 推薦に当たっては、学校に設置する推薦のための機関（推薦委員会等）に諮るなどし、育英資金貸与生としてふさわしい者を適格者として決定すること。

2 基準

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好で、当育英資金の返還について、十分な責任感があると認められる者であること。

なお、判定にあたっては、推薦委員・学校長・担任等による面接所見、その他学校における諸記録等を参照して総合的に勘案すること。

(2) 健康について

健康上の事由により修学上支障があるか否かについて、以下のいずれかにより判定し、修学上支障のない者を推薦するものとする。

① 定期健康診断による場合

学校保健法による定期健康診断の結果により、医師が修学上支障がないと判断した者。

② 医師の健康診断による場合

上記①の健康診断によることができないときは、医師の健康診断により、修学上の支障がないと判断した者。

(3) 学力について

原則、中学校第2学年の学習成績の評定を全教科について平均した値（履修教科の評定全てを合計し、これを全履修教科数で割った値。小数点第2位以下の端数は、小数点第2位で四捨五入する。）が3.0以上であって、高校等へ進学後も優れた学習成績を修める見込みがあること。

ただし、上記にかかわらず、これらの値が3.0未満であっても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。

※ 履修教科の評定は、1～5の5段階評価によることとし、この評価方法によらない評定については、5段階に換算するものとする。

※ 学習意欲があり、高等学校等の課程を確実に修了できる見込みがあるが、特別支援学級への在籍や不登校を理由に評定がつかない又は1.0となる生徒の推薦を特に希望する場合には、その旨を特記した上で、「〇相当」（例えば、「3.0相当」）と推薦調書及び推薦名簿に記入しても構わない。

3 特例推薦

「2 基準 (3)学力について」のただし書きは、次の特例推薦基準1又は2の各号の一に該当する者とする。

※ 学校が推薦した者の学習成績評定平均値が3.0未満であった場合、当室において下記のいずれかに該当することを確認するため、追加の添付書類を求める場合がある。

◆特例推薦基準1：学習成績の評定が「2.7以上3.0未満」

- ① 生計を主として維持する者が規則で定める県内のへき地に居住している者
（「別表 へき地該当小学校・中学校等一覧」（17頁）
- ② 原子爆弾によって被爆した人の子女
- ③ 災害、病気、その他の事故等により主たる生計維持者を失った者
- ④ 中国帰国孤児の子女
- ⑤ 申込前1か年以内において火災・風水害等により著しい被害を受けた者及び著しい被害を受けた者の子女

※ 学習成績の評定が、2.7以上3.0未満の者で上記の①～⑤に該当しない場合であっても、特例推薦基準2に該当する場合は、推薦することができます。

【注意事項】

- (1) ①の「規則で定める県内のへき地に居住」とは、17頁記載の「へき地該当小学校・中学校等一覧」の小学校・中学校等通学区域に居住している必要がある。
- (2) ②については、父母又はそのいずれかに代わる者が被爆した人であって、原爆被爆者手帳を所持している場合を対象とする。

- (3) ③の「主たる生計維持者を失った者」には、その生別・死別のほか、心身の機能に高度の障がいを残して労働能力を喪失した場合を含む。
- (4) ⑤については、本人又は主たる生計維持者が被害者であって、その被害が著しい場合を対象とする。

なお、原則として申請前1か年以内の被害者を対象とするが、被害が特に著しい場合に限り、申請前2か年以内の者でも推薦の対象とすることができる。

◆特例推薦基準2：学習成績の評定が「3.0未満」

- ① 障がいのある者
(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者及びこれに準ずる者)

- ② 次のアからエのいずれかに該当する者

- ア) 生計を一にする者の1年間の総所得金額(給与所得、事業所得及び雑所得等経常的に得られる所得金額の合計をいう。)が次の基準額以下である世帯に属する者※提出のあった申請書類により当室において確認を行う。

区 分		基 準 額
世帯人員	1人	165万円
	2人	228万円
	3人	274万円
	4人	349万円
	5人	417万円
	6人	515万円
	7人	572万円
	8人	622万円

※世帯人員が8人を超える場合は1人増すごとに65万円を世帯人員8人の基準額に加算する。

(一万円未満切捨て)

※ 母(父)子家庭、障がいのある人がいる家庭については、上記基準額に一定額が加算される。16頁参照。

- イ) その者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている者
- ウ) その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税を非課税とされた者
- エ) その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税を減免された者

4 申請・推薦及び判定

(1) 申請

育英資金の貸与を希望する者は、在学する学校へ申し出る。

(2) 推薦

学校長は、人物・健康・学力の基準を総合的に判断し、基準に合致すると認めた者を推薦する。

推薦に際しては、次の書類を提出する。

【推薦に係る提出書類】

【学校が作成】

- ① 「宮崎県育英資金予約採用推薦名簿」
- ② 「推薦調書」

【申請者が作成・準備】

- ③ 「申請書類チェックシート」
- ④ 「育英資金貸与申請書」
- ⑤ 「育英資金貸与申請願」（本人記入用）
- ⑥ 本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写し（同一生計の者全員分）
※同一生計であれば別居の祖父母や県外在住の兄弟姉妹についても必要
- ⑦ 収入に関する証明書（同一生計の者全員分／未就学児・就学者は不要）
原則、所得証明書又は源泉徴収票 ※源泉徴収票は給与収入のみの場合
- ⑧ 家族に特別な事情がある場合の証明書
- ⑨ その他県教育委員会が必要と認める書類

※1 ①、②は、記入例（14、15頁）を参照。

※2 ③～⑨は申請者から提出された後、学校において内容を確認後提出する。

※3 ⑧は、以下に示す特定の事情がある場合にその内容を証明できる書類を添付する。
ただし、本人が当該特定の事情の考慮を希望しない場合は、添付不要。なお、証明書類の添付がない場合は審査で考慮できない。

- ・ 最近の減収・転職…直近3か月分の給与明細書のコピー等
- ・ // 退職…離職票、雇用保険受給資格者証のコピーなど、退職日がわかる書類
- ・ 家族に障がいのある人がいる…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳等のコピー
- ・ 家族に長期療養を要する人がいる…医師の診断証明書と領収書（写し）等のコピー
- ・ 災害等の被害を受けた…り災証明書のコピー
- ・ 主たる生計維持者が単身赴任中…1か月分の住居費、光熱水費の領収書等のコピー

【申請があった場合】

① 「推薦基準」（7頁）を参照し、推薦者を決定する。

② 提出された申請書類をとりまとめ、「推薦調書」を各申請者ごとに作成する。
また、「育英資金予約採用推薦名簿」を作成する。

③ 提出期限内に下記まで提出する。

提出先 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号 （県庁3号館1階）
宮崎県教育庁財務福利課育英資金室

④ 申請後に、辞退等があった場合には、「宮崎県育英資金辞退又は異動の届出」
（22頁）にて届け出る。

【申請がない場合】

「宮崎県育英資金予約採用推薦名簿」の「学校への提出者及び推薦者数」欄に0を記入し、③提出先まで提出する。

職印の押印はなくても構わない。

（3）適格者の判定

学校から推薦があった者について、県教育委員会が家計状況及び成績等を総合的に判定する。

5 書類提出上の注意

生徒から、申請書が提出された場合、下記に留意しながら、記載内容に不備がないか、提出書類（添付書類）に不備がないか、確認する。

(1) 貸与申請書について

- ① 「本人と生計を一にする家族（以下「同一生計の家族」という。）」とは、原則、住民票上の住所が同一である者をいう。

ただし、以下のような場合には別居していても同一生計となる。

- ・ 主たる生計維持者からの仕送りを受けて大学等に進学している家族
- ・ 単身赴任や入院等で一時的に別居している家族
- ・ 住民票上別世帯となっている祖父母等も、同居し、日常生活を送るために必要な家計を同じくしている場合には同一生計となる。
- ・ 同一住所であるにも関わらず別生計であるとの事情がある場合、別生計であることの確認がとれる書類の提出を追加で依頼する場合がある。

(2) 添付書類について

- ① 本籍、筆頭者記載の住民票が、同一生計の家族全員分必要となる。

市町村役場窓口等で「本籍、筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの」を取得する。

※ 本籍及び筆頭者の記載が省略となっている住民票が添付されていた場合、学校を通じて追加提出を依頼するので留意すること。

- ② 所得証明書は、直近のもので、本人と同一生計の家族全員分（無職、年金収入の者を含む）が必要となるが、就学者と未就学児については不要。

ただし、直近の離職や収入の大幅な減少等、所得証明書で把握できない事情があった場合は、育英資金貸与申請書の特記事項欄にその旨を記入、直近の所得証明書と併せて下表の書類を添付する（下表に該当しない事例については、当室まで相談すること）。

事情	添付書類
離職・廃業	離職や廃業したことが確認できる書類（退職した職場が証明する退職証明書原本、健康保険資格喪失証明書や雇用保険受給資格者証のコピー、廃業届など）
収入の減少	申請日現在の収入の状況が分かる書類（職場が証明する年収見込証明書原本、直近3か月分の給与明細書コピー、年金振込通知書等のコピー等）

(3) 「育英資金貸与申請願（本人記入用）」

育英資金貸与申請願は、宮崎県育英資金貸与生の条件として、宮崎県育英資金貸与条例第1条に定めている「向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒」を判断するための資料とする。

申請者本人が自筆で、黒又は青の消えないインクのペンで記入し、記入誤りの際には修正液を使わず二重線を引き修正すること。

※ 各所要事項について

・ 勉学意欲について

現在特に力を入れて取り組んでいる教科や、苦手な教科であったが、特に力を入れて取り組んだ結果得意教科となった事例など、勉学意欲を判断できる取組について具体的に記入。

・ 学校生活について

高校等で学びたいことや特に力を入れていきたいこと、取りたい資格などを記入。
部活動や学校外での活動について、部活動での目標や地域で参加している活動などを記入。

・ 将来の設計について

現時点で希望している進路や目標について記入。

・ 育英資金の返還計画について

現時点で考えている育英資金の返還計画について記入。

(4) 推薦調書

① 申請者ごとに作成する。

※ 学校長名の記入漏れ及び職印漏れがないか確認する。

② 問合せをする際は推薦調書の学校担当者宛に連絡するため、学校担当者氏名を必ず記入すること。

③ 記入事項の斜線が引いてある欄は記入不要。

④ 学習成績の評価平均値は、中学2年時における全履修教科の評定を平均した値を記入。

⑤ 特記事項欄は、添付書類等を補記すべき事項（現在の収入状況、仕事の有無、今後の状況、家族の状況などで特に説明が必要な事項等）がある場合に記入。

宮崎県教育委員会 殿

学 校 名 ○〇〇立〇〇中学校

学校長氏名 ○〇 ○〇

職印

宮崎県育英資金予約採用推薦名簿

1 申請状況

学校への提出者数	推薦者数	内、へき地育英資金を希望する者
9 人	9 人	0 人

2 推薦名簿

学年は、申請年度の学年を記入してください。

学習成績欄は前学年の5段階評定の評定平均値を記入してください。

整理番号	学年	氏 名	学習成績	整理番号	学年	氏 名	学習成績
1	3	〇〇 〇〇	4. 0	9	3	〇〇 〇〇	2. 5
2	3	〇〇 〇〇	3. 2	10			
3	3	〇〇 〇〇	3. 3	11			
4	3	〇〇 〇〇	1. 0	12			
5	3	〇〇 〇〇	2. 8	13			
6	3	〇〇 〇〇	3. 5	14			
7	3	〇〇 〇〇	3. 0	15			
8	3	〇〇 〇〇	3. 8	16			

推薦者全員の氏名及び前学年の成績評定平均値を記入してください。

※ 学校への提出者がいない場合も推薦名簿の提出又はメールによるその旨の連絡が必要です。
 名簿の学校名、学校長氏名（提出者が0の場合は職印不要）、学校への提出者数に0を記入し、育英資金室にFAX（0985-20-1164）又はメール（ikueishikin@pref.miyazaki.lg.jp）で送付してください。

名簿を用いず、メールのバタ打ちによる連絡でもかまいません。

様式第2号（第3条関係）

推薦調書

宮崎県教育委員会 殿

令和〇年〇月〇日

学校名 〇〇立〇〇中学校

校長名 〇〇〇〇〇

職印

次の者は、宮崎県育英資金の貸与生として適格であると認められますので、推薦します。

フリガナ 氏 名	〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
学 部 学 科 名	
学 年	3 年
卒 業 予 定 年 月	令和〇年3月
学習成績（5段階）の 評 定 平 均 値	3. 3 前学年の5段階評定の評定平均値（全教科）を記入してください。
通 学 の 別	☐ 自宅通学 ☐ 自宅外通学
特 記 事 項 欄	例1 別生計の祖父が要介護の状態で、介護の費用が家計を圧迫している。 例2 兄は、令和〇年4月から就労し、別居しているが、雇用試用期間が終わる秋以降に転居の届を行うため、現在は住民票上同居となっているとのこと。
学 校 電 話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇 育英資金に関する問合せ窓口となる担当者名を御記入ください。
学 校 担 当 者 氏 名	〇〇〇〇

特記事項があるときに記入してください。
※添付の資料について補記すべき家族の事情など特記事項がない場合は、記入不要です。

(参考) 特例推薦基準 2②のアに係る所得基準額表 (9 頁関連)
(再掲)

区 分		所 得 基 準 額	※世帯人員が8人を超える場合は 1人増すごとに65万円を世帯 人員8人の基準額に加算する。 (一万円未満切捨て)
世帯人員	1人	165 万円	
	2人	228 万円	
	3人	274 万円	
	4人	349 万円	
	5人	417 万円	
	6人	515 万円	
	7人	572 万円	
	8人	622 万円	

母(父)子家庭、障がいのある人がいる家庭については、上記基準額に次の加算額を加算できる。

区 分	加算できる対象者	加 算 額
母(父)子 世 帯	児童1人の場合	21 万円
	児童2人の場合	26 万円
	3人以上の児童1人につき加算する金額	3 万円
障がいのある人	身体障害者障害程度等級表の1, 2級に該当する者、療育手帳Aに該当する者、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者等	30 万円
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	20 万円

※ 上記児童には、就学者も含む。

別表 ハき地該当小学校・中学校等一覧（ハき地手当等に関する規則：抜粋）

令和7年4月1日

学校等区分	市郡名	町村名	学校等名
小学校	西都市		銀上小学校
	東臼杵郡	椎葉村	尾向小学校
	同	同	不土野小学校
	同	同	大河内小学校
	延岡市		三川内小学校
	児湯郡	西米良村	村所小学校
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校
	同	同	荒谷小学校
	同	椎葉村	椎葉小学校
	同	同	松尾小学校
	西臼杵郡	五ヶ瀬町	鞍岡小学校
	都城市		吉之元小学校
	同		御池小学校
	日向市		美々津小学校田の原分校
	同		坪谷小学校
	串間市		笠祇小学校
	西臼杵郡	高千穂町	押方小学校
	同	同	田原小学校
	同	同	上野小学校
	同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校
	同	同	坂本小学校
	同	同	上組小学校
	都城市		笛水小学校
	小林市		須木小学校
	串間市		大平小学校
	西臼杵郡	高千穂町	岩戸小学校
	同	日之影町	日之影小学校
	同	同	高巣野小学校
中学校	西都市		銀鏡中学校
	延岡市		三川内中学校
	児湯郡	西米良村	西米良中学校
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚中学校
	同	椎葉村	椎葉中学校
	西臼杵郡	高千穂町	上野中学校
	同	五ヶ瀬町	五ヶ瀬中学校
	都城市		笛水中学校
	小林市		須木中学校
	西臼杵郡	高千穂町	高千穂中学校
	同	日之影町	日之影中学校
義務教育学校	延岡市		島野浦学園
	東臼杵郡	美郷町	美郷北義務教育学校
	同	美郷町	美郷南学園
共同調理場	児湯郡	西米良村	西米良村学校給食共同調理場
	東臼杵郡	美郷町	南郷区学校給食センター
	同	同	北郷区学校給食センター

参考

様式集

宮崎県育英資金在学採用推薦名簿	19-20
推薦調書	21
宮崎県育英資金辞退又は異動の届出（予約採用）	22
申請書類チェックシート	23

宮崎県教育委員会 殿

学 校 名

学校長氏名

職印

宮崎県育英資金予約採用推薦名簿

1 申請状況

学校への提出者数 人	推薦者数 人	内 スポーツ選手等推薦 による者 人
		内 ヘき地育英資金を 希望する者 人

2 推薦名簿

学年は、申請年度の学年を記入してください。

学習成績欄は前学年の5段階評定の評定平均値を記入してください。

整理 番号	学年	氏 名	学習 成績	整理 番号	学年	氏 名	学習 成績
1	3			9	3		
2	3			10	3		
3	3			11	3		
4	3			12	3		
5	3			13	3		
6	3			14	3		
7	3			15	3		
8	3			16	3		

宮崎県育英資金在学採用推薦名簿2ページ目 (学校名)

整理 番号	学年	氏 名	学習 成績	整理 番号	学年	氏 名	学習 成績
17				33			
18				34			
19				35			
20				36			
21				37			
22				38			
23				39			
24				40			
25				41			
26				42			
27				43			
28				44			
29				45			
30				46			
31				47			
32				48			

推薦調書

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

学校名

校長名

職印

次の者は、宮崎県育英資金の貸与生として適格であると認められますので、推薦します。

フリガナ氏名	
学部学科名	
学年	3 年
卒業予定年月	令和 8 年 3 月
学習成績（5段階）の評定平均値	
通学の別	☐ 自宅通学 ☐ 自宅外通学
特記事項欄	
学校電話	
学校担当者氏名	

注意事項

- 1 中学校予約採用申請の場合は、学部学科名の欄は記入する必要はありません。
- 2 学習成績（5段階）の評定平均値欄は、採用の別と申請時の学年に応じ、次の期間の全履修科目の学習成績平均値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入してください。
 - (1) 予約採用申請の場合…前学年（中学2年次）
 - (2) 在学採用（高校・高等専門学校・専修学校高等課程）申請の場合
 - ア 第1学年…中学3年次
 - イ 第2学年以上…在籍する学校の前学年
 - (3) 在学採用（大学・短大・専修学校専門課程）申請の場合
 - ア 第1学年…高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程在籍期間
 - イ 第2学年以上…在籍する学校の前学年
- 3 家計状況等について、添付資料で把握できない事情がある場合は、面談等により確認した内容を特記事項欄に記入してください。特記事項がない場合は記入不要です。

宮崎県育英資金辞退又は異動の届出（予約採用）

令和 年 月 日

宮 崎 県 教 育 委 員 会 殿

学 校 名

採用候補者氏名

(登録番号)

保 護 者 氏 名

※ 改氏名の場合は、申請時の氏名を御記入ください。

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

届 出 の 内 容 該当する□に✓を入れる	☐ 辞退 理由 ☐ 進路変更等により不要となったため ☐ 他の奨学金を受けることとなったため ☐ 連帯保証人が見つからなかったため ☐ その他 ()
	☐ 改氏名 ☐ 採用候補者 (新氏名) ☐ 保 護 者 (新氏名)
	☐ 住所 新住所：〒]
	☐ その他 ()

(注1) 中学校（卒業後に提出する場合は、進学先の高等学校等）に提出してください。

(注2) 採用候補者決定の後に変更があった事項について、借用関係書類には新氏名、新住所など、最新の情報を記入して届け出てください。

(学校記入欄)

令和 年 月 日

上記のとおり提出がありましたので報告します。

学校名

校 長

職印

申請書類チェックシート（提出物表紙）

学校名 _____

氏名 _____

提出書類が不備なく揃っているかをこのシートで確認（☑を記入）、このシートを表紙として、記載順に書類をまとめて中学校に提出してください。

☐ 育英資金貸与申請書

- ☐ 「希望貸与月額」「貸与期間」は正しく記入しましたか
- ☐ 「家族の状況」には申請者と生計を一つにする者のみを記入しましたか
※ 募集要項 2 頁参照
- ☐ 「家族の状況」の「同居・別居の別」、就学者の国公立・私立の別にチェックを入れましたか
- ☐ 「4 確認欄」をチェックし、制度内容を理解しましたか

☐ 育英資金貸与申請願

☐ 申請者及び申請者と生計を一つにする者全員の本籍・筆頭者の記載がある住民票（マイナンバー不要）

- ☐ 本籍・筆頭者が「省略」になっていませんか
- ☐ 申請書の「家族の状況」に記入した家族の人数と住民票に記載のある人数は一致していますか

☐ 申請書と生計を一つにする者全員の直近の所得証明書

- ☐ 申請書の「家族の状況」に記入した家族全員（就学者・未就学児は不要）の所得証明書がありますか
※ 給与収入のみの場合は源泉徴収票でも可。
- ☐ （任意）その他家族に考慮すべき事情がある場合の証明書
※ 募集要項 3 頁参照

☐ 兄弟が育英資金の貸与生（返還中）となっている場合、滞納はありませんか（原則、貸与開始までに解消していただく必要があります）

☐ 育英資金は必ず返す必要があることを理解しましたか

手続の流れ（採用候補者決定から返還終了まで）

枠内 が、生徒（貸与生）本人が行うものです。

進学前

(1) 申請

【採用候補者決定】

(2) 「育英資金採用候補者決定通知書」送付

【進学先報告】

(3) 進学先、希望貸与月額の設定、報告

進学後

【採用決定】

(4) 「育英資金貸与決定通知書」送付

(5) 「借用証書」などの提出

【貸与開始】

(6) 育英資金の送金（採用年度を除き毎年4・7・10・1月送金）

在学中

【貸与中】

(7) 各種異動届などの提出

住所、改氏名など次の変更があったときは、学校に届け出る。
住所変更・改氏名・貸与種類、区分変更・辞退・退学・停学・休学
・留年・転学・長期欠席・休止・転学、転籍・留学・振込口座変更
・連帯保証人の変更

貸与終了年度

【貸与の終了年度（卒業などの場合）】

(8) 口座振替等の手続

金融機関にて、返還金振替口座の登録手続を行う。

(9) 「育英資金額確定通知書」、「返還のてびき」送付
貸与生、連帯保証人2人の借用証書記載住所に送付。

返還開始

貸与終了後、6ヶ月経過後（3月卒業の場合は10月から返還開始）。
返還期間は貸与を受けた期間の4倍（ただし、最大で20年間）。
なお、返還中に一括返還や繰上返還を申し出ることも可能。

(10) 各種異動届・変更届の提出

返還中、貸与生、連帯保証人2人の登録内容に変更があったときは
育英資金室に直接届出を行う。

(11) 返還猶予申請書の提出

返還途中で進学や病気など、返還が困難になったとき、返還を先延ばしにするための手続。当室に直接提出。

返還終了

(12) 「完納通知書」の送付
完納を確認後、返還者の住所に送付。

【提出・問合せ先】

宮崎県教育庁財務福利課育英資金室

(所在地) 〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号

(電 話) 0985-32-4472 (FAX) 0985-20-1164

※ 受付時間 8:30~17:15

(E-mail) ikueishikin@pref.miyazaki.lg.jp (代表アドレス)